

**国民健康保険**

**住所を町外に移している  
学生は「在学証明書」を！**

国民健康保険には、町内に住所がなければ、原則、加入することができません。

しかし、大学や短大などへ進学するために町外に転出する場合には、特例として学生用の被保険証(マル学保険証)を交付しています。

- 〔1〕新しく特例を受ける方**  
特例を受けるには在学証明書の提出が必要です。お早めに在学証明書をとり寄せ、今まで使用していた保険証とともに提出してください。
- 〔2〕すでに特例を受けている方**  
継続して特例を受けるには、毎年4月(新学期)に在学証明書の提出が必要です。お早めに取り寄せ、必ず手続きをしてください。

**〔3〕学校を卒業された方、やめられた方**  
すでに特例を受けている方で、学校を卒業された方、やめられた方は、八雲町国民健康保険の資格を喪失する手続きが必要です。

喪失の手続きがされない  
と、国保税の課税対象から除かれませんので、必ず手続き  
するようお願いいたします。

手続きの際には、保険証を  
返還していただきますので、  
忘れずに持参してください。

**〔手続きに必要なもの〕**

- ・印鑑
  - ・国民健康保険被保険者証
  - ・在学証明書
  - ・住民票(転出先の住民票)
  - ・マイナンバーカード または通知カード(世帯主、特例を受ける方のお二人分)
  - ・来庁者の本人確認書類
  - 運転免許証等の写真付き証明 1点 または
  - 健康保険証等の写真無し証明 2点
- 〔申請先〕**
- ・住民生活課国民健康保険係
  - ・熊石総合支所住民サービス課
  - ・落部支所
- 〔問い合わせ先〕**  
住民生活課国民健康保険係  
☎0137-62-2112

**国民健康保険**

**倒産・解雇・雇い止めなどで離職  
し、国民健康保険に加入された方  
は保険税が減額されます**

軽減を受けるためには申請  
が必要です。必ず手続き  
されるようお願いいたします。

**〔対象となる方〕**

離職の翌日から翌年度末までの期間において、次により  
失業等給付を受ける方

- ①雇用保険の特定受給資格者  
(倒産・解雇などによる離職)
  - ②雇用保険の特定理由離職者  
(雇い止めなどによる離職)
- として失業等給付を受ける方

**〔軽減額〕**

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。

軽減は、前年の給与所得をその30/100とみなし行います。

**〔軽減期間〕**

離職の翌日、翌年度末まで

**〔手続きに必要な物〕**

- ・国民健康保険被保険者証
- ・雇用保険受給資格者証
- ・印鑑

**〔申請先〕**

- ・住民生活課国民健康保険係
  - ・熊石総合支所
- 住民サービス課

**〔問い合わせ先〕**

住民生活課国民健康保険係  
☎0137-62-2112



特定社会保険労務士  
ナカムラ 労働管理事務所  
就業規則・給与計算・労災・雇用保険  
http://www.nakamura-jimusyo.biz  
八雲町本町 147-2  
☎(0137)62-2804

〈広告〉

新規・解体撤去・  
リフォーム追加彫刻...  
墓石のことなら  
ご相談ください!  
洋型・和型、墓石も各種展示いたしております。  
お任せ下さい!!  
**高橋石材工業株式会社**  
〒049-3122 北海道二海郡八雲町花浦78  
TEL(0137)62-2960 FAX(0137)63-2266

〈広告〉

ご供養の心によりそう  
**あおい セレモニー**  
・病院、各施設からの直接安置等、ご相談下さい  
・町外からの搬送もお引き受けいたします  
・自宅や寺院・会館を利用したの葬儀全てお任せ下さい  
〒049-3102 北海道二海郡八雲町東町247-1  
電話 0137-64-2855 FAX 0137-66-5015

〈広告〉